

鳥取県告示第352号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業梶掛地区水路整備）について、平成23年6月3日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成23年6月10日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作